

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

朝倉市長 林 裕二

市町村名 (市町村コード)	朝倉市 (40228)
地域名 (地域内農業集落名)	蜷城 (林田、鎌崎、鶴木、金丸、徳渕、古江、片延、八重津、下長田、坂井、町、藤島、中小路、上畑、中、四郎丸)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年6月11日 (第1回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

- ・水稻、大豆、麦を中心に農事組合法人に農地を集約していき、大規模に経営を行っている。
- ・機械利用組合で刈り取りや乾燥などで終わらせず、育成をしていければいい。
- ・農産物の価格が上がらないのに物価は上がっている現状において、収入が安定しない、生活に不安を抱えているため、農業に魅力を感じていない。このような状態では担い手は増えない。
- ・農事組合法人は農地の受入余力はあるが、常時雇用を行って体制の確立を目指したいが、常時雇用するまでの収益がない。面積も足りていない。
- ・毎回水に浸かる地区があり、農地も小さく、機械の大型化を行っても作業効率が悪い。
- ・地区内に認定農業者は多いが、土地利用型生産者は少ない。施設園芸の方も自身の農地で精一杯なので、農地の拡大は難しい。
- ・法人及び大規模農家に集約していければ。
- ・新規就農者は「農地がない」、地域では「農地がある」という状況なので、マッチングできる体制があれば就農のハードルを下げる事が出来ると思う。
- ・売りたい農地は多いが貸したい農地は少ないため、初期投資を抑えたい新規就農者からすると厳しい。
- ・農業を始める際に、機械を格納する倉庫なども必要。
- ・機械代が高く、農業を始めるには厳しい。辞める方の機械等の情報を共有することができれば始めやすくなる。

(2) 地域における農業の将来の在り方

- ・水田については、農地の大区画化を行いながら、(農)ひなしろを中心に大規模農家に農地を集約していく。
- ・畑について、施設園芸については現状維持し、露地野菜については、大区画化、排水の整備などの区画整備を実施し、作業のしやすい農地にしていくことで作業の効率化を行っていく。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	467 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	407 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

- ・農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とする。

注: 区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
・認定農業者や(農)ひなしろ、今後の農地を担う者に対して農地の集約を行っていく。
(2)農地中間管理機構の活用方針
・農地中間管理機構を活用して、担い手の経営意向を踏まえた段階的な農地の集約化を進める。
(3)基盤整備事業への取組方針
・畦畔除去による大区画化、排水路の整備など、作業性の向上に向けた区画整備について、地権者を含め協議を行っていく。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
・住宅確保のために空き家等を活用できるようにするといったため、今後も継続して協議していく。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
・機械利用組合に一部刈り取りや乾燥などの作業委託を行っており、今後も継続して行っていく。ただし、構成員の高齢化に伴って、体制についての協議を行っていく。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☒ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☐ ③スマート農業	☐ ④畑地化・輸出等	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☐ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携等	☐ ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

① カモやカラス、ムクドリによる鳥害(野菜や麦)、イタチやハクビシンなどによる獣害(ハウスの破損など)があり、対策を検討していく。